

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和6年第4回美里町国民健康保険運営協議会

2 開催日時 令和6年9月26日（木） 午後 3時00分から
午後 4時00分まで

3 開催場所 美里町役場本庁舎 3階会議室

4 会議に出席した者

（1）委員

大森俊雄委員（公益代表）、渡邊雅光委員（公益代表）、野田清一委員（保険医代表）、
菅原隆司委員（被保険者代表）、齋藤惇子委員（被保険者代表）、
千田優子委員（被保険者代表）

（2）事務局

町民生活課長 阿部伸二、町民生活課課長補佐兼係長 佐藤千賀子
主幹兼係長 堀田修一、主事 工藤俊樹
税務課長 門間裕匡、税務課国民健康保険税係長 早坂晴美

会議に欠席した者

矢野英史委員（保険医代表）、佐藤諒委員（保険医代表）大場淳夫委員（公益代表）

（3）その他

美里町長 相澤清一

5 議題及び会議の公開・非公開の別

（1）議 題 令和7年度美里町国民健康保険税率等について
美里町標準保険料率の採用について

（2）会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

0人

8 会議資料

- ・令和7年度美里町国民健康保険税率等について（資料1）
- ・市町村（美里町）標準保険料率(理論値)（資料2）
- ・令和6年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（資料3）
- ・国民健康保険事業の状況（資料4）

9 会議の概要

午後 3時00分開会。町長挨拶。議長を会長の大森俊雄委員が行う。会議録署名委員は、齋藤委員、菅原委員が行う。町長より諮問。審議事項について、原案のとおり承認、町長へ答申。

10 詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の記録（要点筆記））

○大森会長：町長から諮問を受けました、令和7年度美里町国民健康保険税率等について審議に入ります。事務局より説明願います。

○堀田主幹兼係長：（資料説明）

○大森会長：ただいま説明のありました、令和7年度美里町国民健康保険税率等について、質問ありませんか。

○齋藤委員：保険税率の改定後についても、これまでどおりの保健事業は継続して実施していくのですか。

○堀田主幹兼係長：これまでどおり、継続して実施していきます。

○齋藤委員：令和7年度保険税率改正に伴う、基金残高への影響はどの程度あるのですか。

○堀田主幹兼係長：今回税率等を見直した場合、令和7年度税収は令和5年度と比較して、約1億1,300万円の歳入増と低所得者の保険税を軽減し、その軽減分を補填する保険基盤安定繰入金保険税軽減分として約5,700万円の歳入が見込まれます。予算編成上では、約7,500万円の不足が生じる見込みです。不足額については、財政調整基金からの繰り入れを想定しています。令和7年度には基金の繰入額は7,500万円程度を見込んでおります。

○大森会長：普通交付金について、医療費が増えることで交付金の金額が増えるということでしたが、医療費を下げる工夫などはあるのですか。

○堀田主幹兼係長：特定健康診査や各種がん検診等の実施に補助金制度を設けています。補助金等を出すことで、被保険者の受診率が向上し、疾患や健康問題を早期に発見することができるため、医療費が大きくなるような疾患になる前に生活習慣の改善や治療を促すことで、医療費の削減に努めているところです。また、重複受診や多剤処方されている方に対しての通知やジェネリック医薬品の利用促進等を実施しております。

○野田委員：マイナ保険証の普及努力について美里町として何か実施していますか。

- 堀田主幹兼係長：昨年度から、国民健康保険証更新の際に、マイナ保険証についてのチラシを同封しています。チラシの内容として、マイナ保険証の登録方法や、マイナ保険証のメリットについて記載しています。また、9月25日に国民健康保険加入世帯に対して、「個人番号下4桁通知」を送付しており、今後の国民健康保険証に係る説明やマイナ保険証の案内を同封しています。
- 野田委員：患者の反応を見ても、マイナ保険証の普及に至っていないように感じます。個人で調剤や受診の履歴等も確認することができるメリットもあるので、町からの声かけなどもお願いしたいです。
- 阿部課長：補足といたしまして、マイナ保険証の交付率として約75%、利用率としては約9.8%となっています。
- 野田委員：質問が変わりますが、資料1に記載されている国民健康保険税の内訳について介護分とありますが、美里町から送付される介護保険料とは別のものですか。
- 早坂係長：国民健康保険税の介護分につきましては、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの第2号被保険者に負担していただいているものです。また、65歳以上の第1号被保険者につきましては、医療保険を通さずに、基本的に居住地の市町村に直接介護保険料を納めることから、第1号被保険者については、長寿支援課から介護保険料の納付書を送付しています。
- 渡邊委員：令和12年度を目途に国民健康保険税の県内統一化をするという話ですが、宮城県内の医療分保険税率をみると約6～8%の開きがあります。今回の税制改正の意味合いとしては、この差を令和12年に一気に上げるのではなく、段階を踏んで将来の税率に備えるという意味合いもあるのですか。
- 堀田主幹兼係長：お見込みのとおりです。
- 齋藤委員：今回の税率改正に伴う、国民健康保険税の限度額について変更はあるのですか。また、現在の限度額について教えてください。
- 堀田主幹兼係長：今回の税制改正に伴う、国民健康保険税限度額に変更については、国から通知が届いていません。令和6年度については、医療、介護、後期を合わせて106万円が限度額となっています。
- 大森会長：限度額は65万円ではなかったのですか。
- 堀田主幹兼係長：医療分が65万円、後期分24万円、介護分17万円がそれぞれの限度額となっており、これらの合計で106万円となっています。
- 齋藤委員：自分の保険料を基に今回の税率改正に伴う、来年度以降の保険税を計算すると、約10%上昇する見込みになります。現在、国民健康保険税を限度額まで支払っている方々は、今回の改正に伴う保険税の上昇はないということですか。
- 阿部課長：お見込みのとおりです。
- 齋藤委員：現在、限度額まで支払いをしている世帯数は把握していますか。
- 早坂係長：限度額まで国民健康保険税を納付している世帯数は48世帯となっています。
- 大森会長：ほかに質問ありませんか。

(なしの声)

○大森会長：令和7年度美里町国民健康保険税率等について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員一同：はい。

○大森会長：令和7年度美里町国民健康保険税率等について、原案のとおり承認することに決しました。

○大森会長：続いて、美里町標準保険料率の採用について、審議に入ります。事務局から説明願います。

○堀田主幹兼係長：(資料説明)

○大森会長：ただいま説明のありました、美里町標準保険料率の採用について、質問ありませんか。

(なしの声)

○大森会長：美里町標準保険料率の採用について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員一同：はい。

○大森会長：美里町標準保険料率の採用について、原案のとおり承認することに決しました。

○大森会長：諮問いただきましたすべての案件につきまして、原案のとおり承認いたします。よろしいでしょうか。

○委員一同：はい。

○大森会長：ありがとうございました。これをもちまして、本日予定の議事の一切を終了いたします。大変お疲れ様でございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____